

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン

(令和8年度版)



山梨県警察本部

生活安全企画課

第1 はじめに

1 策定の目的

このガイドラインは、山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について定め、補助事業により設置される防犯カメラが適正に運用されることを目的とするものです。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

防犯カメラは、24時間撮影可能であることから、犯罪抑止に効果が認められるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心なまちづくりの推進に大きな役割を果たすものです。

その一方で、撮影される側のプライバシーを侵害することがないように、十分配慮する必要があります。

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条(個人の尊重)の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

要綱に基づく防犯カメラは、犯罪の未然防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

第2 用語の定義等

1 対象となる防犯カメラ(要綱第2条、第3条関係)

要綱に基づき設置する防犯カメラは、要綱だけでなく、このガイドラインに規定された事項についても遵守し、適切に運用していただくことになります。

要綱に定める防犯カメラとは、地域住民の身近で起きる犯罪(侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど)及び地域住民が不安に感じる事案(子供・女性に対する声掛け事案など)の発生を抑止する目的として、道路や公園等の不特定かつ多数の者が利用する場所に継続的に設置されるカメラで、録画機能(ビデオ、DVDレコーダー、HDD等)を有するものをいいます。

2 補助対象者(要綱第2条、第4条関係)

本事業は、地域の防犯活動に取り組もうとする自治組織、組合又は団体(以下「自治組織等」という。)による防犯カメラの設置を促進することを目的としているため、県内において、新たに防犯カメラを設置する自治組織等を補助の対象者としています。

対象となる自治組織等とは、以下に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしている任意の組織であること。

イ 規約又はこれに類する何らかの明文規程によって組織の存在が明確にされていること。

ウ 代表者等を定めていること。

エ 明文規程があるだけでなく、実在する組織であること。

※(例)自治会、町内会、コミュニティ協議会、集合住宅の管理組合、PTA、商店街組合など

3 補助対象経費及び補助率等（要綱第5条関係）

(1) 補助対象となる経費は、以下に掲げる新たな防犯カメラの購入と設置工事等に要するものとし、

ア 防犯カメラ及び録画装置や防犯カメラと一体として機能する機器購入費

イ 専用ポール、ケーブル等を含む防犯カメラの設置工事費

ウ 防犯カメラの設置を示す看板等の購入費及び設置工事費

※ 複数台のカメラの場合は、カメラ1台当たりの補助対象経費及び補助金額を算出する必要がありますので、申請書記載例や補助金額算出補助表を活用してください。

(2) 補助対象とならない経費

ア 既存設備の撤去又は移設に要する経費

イ 土地の造成、土地又は建物等の使用、取得、若しくは補償に要する経費

ウ 防犯カメラ等の維持管理等に要する経費（リース料、電気料、修繕料など）

(3) 補助率は2分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとし、

ただし、他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を活用する場合は、先に助成金等を充当することとし、自己負担額の2分の1以内を補助します。

(4) 補助金の上限は、カメラ1台につき30万円です。

第3 補助対象となるカメラ・録画装置の標準的仕様

補助対象となるカメラ、録画装置の標準的仕様は次のとおりとします。

(1) カメラの画素数は、200万画素以上であること。

(2) 画像記録媒体は、鍵（汎用性のないもの）等により第三者が容易に取り出せない措置が講じられていること。

(3) 無線により画像の抽出を行う場合には、第三者の不正アクセスを防止するための措置が講じられているものであること。

(4) 汎用パソコンにより画像の保存、再生を行うことができるものであること。ただし、画像の閲覧には、パスワードの入力など、第三者が容易にこれを再生出来ない措置が講じられていること。

※夜間撮影機能（夜間機能や赤外線照射機能性等）を有することが望ましい（推奨）。

第4 手続き等

1 事前相談

補助金の交付を申請しようとする場合は、事前に、山梨県警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）との事前相談が必要です。

生活安全企画課において、事前相談の内容をもとに、管轄する警察署とともに補助事業や設置箇所の相談など円滑な申請手続きができるよう対応させていただきます（補助台数に制限があるため、要望に添えない場合がありますのでご了承ください）。

事前相談の申込は、最寄りの警察署を通じて連絡（申込）することもできます。

なお、現地調査については、補助対象であることの確認も含め、必要に応じて申請前に行います。

2 申請手続（要綱第6条関係）

事前相談後、補助金の交付を受けようとする場合は、要綱に従い、補助金交付申請書（第1号様式）に下記に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに生活安全企画課に提出してください。

ア 事業計画書（第1号様式の2）

イ 申請額算出内訳書（第1号様式の3）（必要に応じて補助金算出補助表を添付）

ウ 防犯カメラの購入に要する費用の見積書の写し

エ 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等

オ 防犯カメラを設置する場所の現況写真【※記載例1を参照】

カ 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図【※記載例2を参照】

キ 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類【※記載例3を参照】

ク 防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあつては、当該許可等を受けたことを証する書類のもの
ケ 議事録の写し等、防犯カメラを設置することを自治組織等として決定したことを証する書類

コ 自治組織等の規約及び役員名簿（役員に係る住所、生年月日が記載）

サ 市町村の同意書【※記載例4を参照】

シ 誓約書

3 申請募集期間（要綱第6条関係）

申請期間にあつては、

令和8年4月1日（水）から同年12月18日（金）まで

としますが、予算がなくなり次第受付を終了しますので、早めに事前相談及び申請をお願いします。

現地調査等については、補助対象であることの確認も含め、必要に応じて申請前に行います。

4 申請の取下げ（要綱第9条関係）

申請者は、交付決定の内容や条件に不服があるときは、交付決定通知を受理した日から20日以内に申請の取下げをすることができます。補助金交付申請取下書（様式第3号）により、生活安全企画課に提出してください。

5 実績報告（要綱第14条関係）

(1) 防犯カメラの設置工事が完了したときは、事業実績報告書（第7号様式）に下記に掲げる書類を添えて、生活安全企画課に提出してください。

ア 防犯カメラの設置に係る金額が支払われたことを証する書類（領収書等）の写し

イ 防犯カメラの設置場所図面（地図、撮影方向がわかる平面図）

ウ カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示プレート等の写真）

エ 撮影された画像写真

オ 防犯カメラの管理規程等【※記載例5を参照】

(2) 補助事業が完了したときは、

① 当該完了の日から起算して1月を経過した日

② 完了日の属する年度の2月の最終の平日

のうち、いずれか早い期日までに、事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、速やかに提出してください。

期限内に事業実績報告書を提出していただかないと、補助金の交付決定が取り消され、補助金を受けられなくなります。

なお、補助事業が完了した日とは、設置工事と申請者が行う完成検査が完了し、領収書、請求書等により実績額が明らかになった日とします。

第5 確実に補助金の交付を受けるための留意事項

年度内執行の原則

本事業は、年度内に、防犯カメラの設置完了のほか、警察職員が行う事業完了の確認検査、さらには補助金の請求と受取まで終了していなければなりません。

なお、確認検査ではカメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「カメラ動作中」の看板設置等、全ての工事が終了していることが必要です。

申請を受理した後には、

ア 警察における審査

イ アによる審査結果を受けてからの工事の実施

ウ 工事の完了

エ 警察職員による確認検査

といった手順を踏んでいくため、全ての工程が終了するまでに3か月以上かかる場合もあります。

そのため、年末近くに申請した場合は、工事等のスケジュールが間に合わなくなり、その結果、補助金を受けられなくなる場合が想定されますので、できるだけ早めに申請していただきますようお願いいたします。

第6 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置・運用者」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影して良いというものではありません。設置・運用者は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影場所、撮影方向等を定めることが必要です。

3 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪の抑止効果を高めるため、撮影対象区域内又は区域の出入口付近に、防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示することが必要です。

4 管理責任者、取扱担当者等の指定

設置・運用者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱担当者等を指定するなど、機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定することが妥当です。指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

5 防犯カメラ運用開始の時期

防犯カメラの運用開始時期（防犯カメラを作動させて録画を開始する時期）については、補助金が交付された日以降としてください。

それまでは、設置状況の確認等、必要な場合を除いて作動させないでください。

6 画像データの保存、取扱い

防犯カメラの管理及び運用にあたっては、適切な管理を行う必要がありますので、防犯カメラの運用に関する規程が定められていない自治組織等にあつては、別添「〇〇自治会防犯カメラ管理規程（参考例）」を参考にして、設置及び運用に関する管理規程等を定め、適切な管理をお願いします。

ア 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。長くても1か月以内（10日以上）で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存はやめましょう。

イ データの厳重な管理

- (ア) 録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）については、管理責任者や取扱担当者以外の閲覧や盗難防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意してください。
- (イ) 防犯カメラ本体にSDカードを挿入して録画する場合は、SDカードを勝手に取り出せないよう盗難防止措置を施してください。
- (ウ) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入りの禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じてください。
- (エ) インターネット回線等を利用する防犯カメラの場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するとともに、映像を閲覧するためのパスワードについて、「未設定又は初期設定のままにしないこと」「他人に推測されにくいパスワードを設定し、定期的に変更すること」などの対策を講じ、セキュリティ対策が万全のもの以外は禁止とします。

ウ データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報流出する危険性が高まります。

- (ア) 保存期間が終了又は保存の必要がなくなった画像データは、速やかに消去するか、上書きによる消去をすること。
- (イ) 録画媒体を処分するときは、破砕又は復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にし、別添「防犯カメラ管理状況記録簿（参考例）」を参考にして、処分の日時、方法等を記録すること。

7 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の例外を除いては、目的外で利用したり、第三者に提供したりしてはなりません。

<例外>

ア 法令に基づく場合

イ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧・提供を求められた場合

なお、画像データの提供に当たっては、別添「防犯カメラ画像閲覧・提供記録簿（参考例）」を参考にして、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由等を記録するなど、適正に運用して下さい。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、適切かつ誠実に対応してください。

9 現状に変更等が生じた場合の連絡

防犯カメラ設置後、現状に変更が生じた場合（設置場所の移転等）、又は特異事案

が発生した場合(盗難、破損等)には、速やかに生活安全企画課へ連絡をお願いします。

10 管理状況等の確認（要綱第13条関係）

要綱では、県警察は補助金の適正な執行のため、設置・運用者に対し、当該補助金を活用して設置した防犯カメラの管理状況等について確認することができるとしています。そのため、必要に応じて、管理状況等の確認を実施します。

11 防犯カメラの耐用年数・財産処分の制限（要綱第19条関係）

防犯カメラの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品 2 事務機器及び通信機器」の「インターホーン及び放送用設備」の『6年』を適用しています。

したがって、設置から6年間の経過する前に、交付の目的に反する使用等や、廃棄をする場合には、警察本部長の承認を受けなければなりません。

12 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の適用

本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号ほか）に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を適用しています。

第7 おわりに

防犯カメラを設置することにより、地域の安全・安心につながることを期待されます。

しかしながら、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影できることが無制限に許されるものではありません。

補助金を利用して防犯カメラの設置を行おうとする皆様は、要綱とこのガイドラインを参考に、プライバシーに配慮した上で適正かつ効果的な活用をしていただきますようお願いいたします。

問合せ先：山梨県警察本部 生活安全企画課 街頭防犯カメラ設置促進係
電話 055-221-0110（内線3035）

【記載例 1】防犯カメラを設置する場所の現況写真

設置する位置・場所がわかる写真
(全景写真)

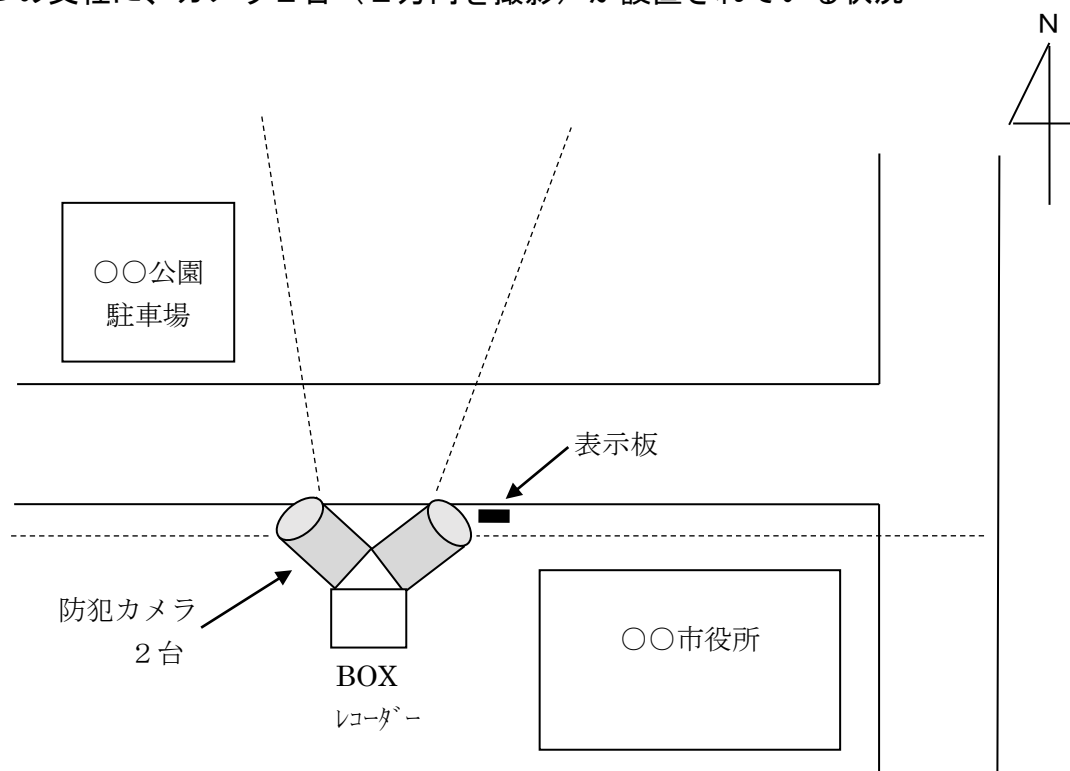
防犯カメラ、レコーダー、表示板等の
設置予定箇所を撮影した写真
(詳細写真)

撮影方向がわかる全景写真

【記載例2】防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図

カメラ設置場所の周囲がわかるような図面
(住宅地図)

例) 一つの支柱に、カメラ2台(2方向を撮影)が設置されている状況



【記載例3】防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類

防犯カメラ設置運用承諾書（例）

（土地の所有者等）
住所

氏名 様

（防犯カメラ設置者）
団体の名称

所在地

代表者氏名

下記のとおり、防犯カメラを設置し、運用することについて承諾いただけますようお願いいたします。

設置者	
設置場所	
設置物	
設置目的	
設置期間	設置日から撤去するまでの間

上記物件を設置し、運用することについて、承諾します。

年 月 日

（土地の所有者等）

住所

氏名

連絡先（ ）－

【記載例4】市町村の同意書

同意書（例）

〇〇〇〇〇（自治組織等） 殿

〇〇〇〇〇（自治組織等）が、山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定による補助金交付申請を行い、同要綱に沿って防犯カメラを設置し、管理運営することについて、同意します。

年 月 日

〇〇市役所（町役場・村役場）

〇〇市長（町長・村長） △△ △△ 印

【記載例 5】

〇〇自治会街頭防犯カメラ管理規程

1 趣旨

この〇〇自治会街頭防犯カメラ管理規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇自治会が〇〇市〇〇番地に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もって、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇自治会における地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止するために設置するものとする。

3 設置者及び設置の場所等

(1) 設置者

〇〇自治会

(2) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇自治会内に〇台の防犯カメラを設置する。

※ カメラの設置個所、撮影方向、撮影範囲を表示した配置図を添付してください。

(3) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、〇〇自治会長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。

(4) 取扱担当者は、〇〇〇〇とする。

※ 管理責任者自らが防犯カメラの取扱いができない場合又は管理責任者が指定した場合

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇自治会所有の〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

※ SDカードレコーダー内蔵カメラの場合（例）

録画装置（媒体）は、防犯カメラ本体に内蔵されていることから、媒体の盗難防止のため、管理責任者がカメラ本体に施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

なお、施錠した鍵は、管理責任者が保管する。

(2) 取扱制限

取扱いには、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は取り扱うことができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。 ※ 1か月以内

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないものとする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書きなどにより速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像について、次に掲げる場合を除き、設置目的以外の目的のための利用及び第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

ウ 人の生命、身体及び財産の安全確保、その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(2) 画像の閲覧・提供に当たっては、公的機関が作成した照会文書又は別に定める依頼書により、理由、時間及び方法等を明確にし、身元を確認した上で適切に行う。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、12か月ごとに保守点検を行うほか、故障等があった場合は、速やかに修繕し、適切な運用に務める。

8 問合せ、苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問合せや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。